証券コード　1414
平成29年９月６日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋箱崎町７番８号
ショーボンドホールディングス株式会社
取締役社長　石　原　一　裕

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年９月27日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年９月28日（木曜日）午前10時（受付開始は午前９時）
２．場　　所　　東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目１番１号
　　ロイヤルパークホテル　３階「ロイヤルホール」
　　（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　１．第10期（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）
　　事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第10期（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）
　　計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)５名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知を持参くださいますようお願い申しあげます。
◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.sho-bondhd.jp/）に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申しあげます。

記

1. 議決権行使サイトについて
   (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただくことでのみ行使することができます。(ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。)
   (2) 株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。
   (3) セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)、スマートフォンまたは携帯電話の個体識別情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
   (4) ご不明な点等がございましたら、下記ヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネットによる議決権行使方法について
   (1) 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
   (2) 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更が必要となりますのでご了承ください。
   (3) 今回ご案内する「仮パスワード」は、本定時株主総会のみ有効となります。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
   (1) 議決権行使書の郵送とインターネットによる議決権行使により重複して議決権が行使された場合は、インターネットによる議決権行使が有効となります。
   (2) インターネットによる議決権行使を複数回行われた場合は、最後に行使された内容が有効となります。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
   議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・電話料金・パケット通信料その他携帯電話等利用による料金等は株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問合せ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　午前9：00～午後9：00、通話料無料）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成28年７月１日～平成29年６月30日）における国内建設投資につきましては、民間投資は大都市を中心に総じて堅調であり、公共投資についてもインフラ構造物の老朽化を背景とした維持修繕工事を中心に堅調に推移しました。また、NEXCO等の高速道路会社においても大規模更新や修繕工事の発注が本格化するなど、受注環境は概ね順調に推移しました。

このような環境の中、当社グループは、経営資源を最大限活かすため、最適受注・最適稼動を目指し、主力のインフラ構造物の補修・補強及び長寿命化工事やそうした工事向けの製品、工事材料の販売を中心に、総力を挙げて受注活動に取り組みました。また、この分野に適用する新たな製品、工事材料や工法の開発にも注力し、成果が着実に上がりつつあります。

その結果、受注高につきましては、国、地方自治体、高速道路会社のいずれも前年を上回り、前年同期比13.1％増の605億36百万円、売上高につきましては前年同期比1.8％増の532億50百万円となりました。また、次期に繰越される受注残高につきましては、前年同期比29.1％増の323億68百万円を確保しました。

損益につきましては、工事の大型化により、稼働の平準化が図れたことや、原価管理の徹底によるコスト低減などで粗利益率が前年同期比1.6％改善したことにより、営業利益につきましては前年同期比9.2％増の101億60百万円となり、経常利益につきましても前年同期比9.0％増の105億16百万円、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては前年同期比11.7％増の69億97百万円となりました。

なお、事業の種類別セグメントにおける受注高、売上高は次のとおりです。

（受注高）

区　　分	前連結会計年度 （平成28年6月期）	当連結会計年度 （平成29年6月期）	増減（△）率
国内建設事業	51,330百万円	58,137百万円	13.3％
その他の事業	2,179百万円	2,399百万円	10.1％
合　　計	53,509百万円	60,536百万円	13.1％

（売上高）

区　　分	前連結会計年度 （平成28年6月期）	当連結会計年度 （平成29年6月期）	増減（△）率
国内建設事業	50,154百万円	50,850百万円	1.4%
その他の事業	2,179百万円	2,399百万円	10.1%
合　　計	52,334百万円	53,250百万円	1.8%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は244百万円であります。なお、特記すべき重要な設備の投資、除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第　7　期 （平成26年6月期）	第　8　期 （平成27年6月期）	第　9　期 （平成28年6月期）	第　10　期 （当連結会計年度） （平成29年6月期）
売上高（百万円）	49,599	52,124	52,334	53,250
経常利益（百万円）	7,932	9,480	9,648	10,516
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	5,008	5,926	6,267	6,997
1株当たり当期純利益（円）	186.09	220.21	232.86	260.00
総資産（百万円）	70,708	75,784	77,327	84,266
純資産（百万円）	56,081	61,470	63,701	69,243
1株当たり純資産額（円）	2,083.64	2,283.86	2,366.79	2,572.72

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ショーボンド建設株式会社	百万円 10,100	% 100	公共構造物の補修補強工事の請負
ショーボンドマテリアル株式会社	230	100	工事用材料及びメカニカル管継手の製造、販売

(注) 1．前連結会計年度末において連結子会社であったショーボンドカップリング株式会社は、平成28年７月１日付で同じく連結子会社であったショーボンド化学株式会社に吸収合併されたため、連結子会社から除外しております。
2．前連結会計年度末において連結子会社であったショーボンド化学株式会社は、平成28年７月１日付でショーボンドマテリアル株式会社に商号変更しております。

(6) 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称及び住所

ショーボンド建設株式会社

東京都中央区日本橋箱崎町７番８号

② 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

39,523百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

41,620百万円

(7) 対処すべき課題

東日本大震災以降も各地で地震が頻発し、今後起こり得る巨大地震への備えがますます重要になっております。また、橋梁やトンネルなどの老朽化が問題になり始めてから、かなりの年数が経過しましたが、耐震対策や老朽化対策の進捗は、国、高速道路会社、地方自治体それぞれで異なっているのが実情です。国内建設市場全体についても人手不足や長時間労働等の労務問題、オリンピック開催を境とする市況の変化等、先行きは不透明な状況が続くと想定されますが、当社グループはさらなる成長を実現すべく、以下の施策を継続的に推進します。

・就業制度の整備や効率的な業務の進め方の検討を常に行うとともに、多様な人材の確保を図り、そうした人材が最大限、力を発揮できる環境を整え、顧客のニーズや事業環境の変化に対応していきます。
・施工の機械化により現場の生産性向上を図るとともに、人手不足へも対処します。
・地方自治体は、発注形態も様々であり、案件の規模も比較的小さくなりがちなため、きめ細かく対応する必要があります。全国主要都市に本拠を置く地域子会社を活用して、幅広いニーズを取り込んでいきます。
・国や高速道路会社からの受注については、需要の多い地域に人員を集中配置して、限られた人員のなかで効率的な受注と施工を目指し、製品、工事用材料の販売による売上拡大も図ります。
・長年培った技術力やノウハウを施工に活かすとともに、現場からのフィードバックや発注者からのニーズに応えるべく研究開発にも注力して、新しい工法や製品、材料を開発します。
・異業種や海外を含む、専門分野に長けた信頼できるパートナー企業と連携して顧客からの様々なニーズに応えていきます。

(8) 主要な事業内容（平成29年６月30日現在）

主要な事業	主な工事・製品内容
国内建設事業	公共構造物の補修補強（長寿命化）工事の請負及び関連する製品の販売 主な工事：橋梁補修、橋梁補強、橋梁耐震補強、建物耐震補強、その他構造物（トンネル、上下水道、港湾他）の補修補強 主な製品：緩衝チェーン、せん断ストッパー、ＢＭ－Ｓダンパー、ＫＴブレース、ＳＴジョイント、ＡＩジョイント
その他の事業	メカニカル管継手の製造、販売及び工事用材料の製造、販売 主な製品：ストラブカップリング、ショーボンドカップリング316、ショーボンドグラウト、＃101、＃202（コンクリート用接着剤）

(9) 主要な営業所及び工場（平成29年６月30日現在）

会社名	主要な拠点
当社	本社（東京都中央区）
ショーボンド建設株式会社	本社（東京都中央区）、北日本支社（宮城県仙台市）、首都圏北陸支社（東京都江東区）、中部支社（愛知県名古屋市）、近畿圏支社（大阪府大阪市）、西日本支社（広島県広島市）、補修工学研究所（茨城県つくば市）
ショーボンドマテリアル株式会社	本社・川越工場（埼玉県川越市）

(10) 使用人の状況（平成29年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
788名	29名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	0名	47.8歳	16.1年

（注）１．使用人数は就業員数を記載しております。
２．平均勤続年数は、当社グループでの勤続年数を通算しております。

２．会社の株式に関する事項（平成29年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　60,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　29,102,590株（自己株式2,187,919株を含む）

(3) 株主数　　6,340名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,767千株	10.28%
管理信託（一般財団法人上田記念財団口）受託者　株式会社SMBC信託銀行	2,574	9.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,477	5.49
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,329	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	1,298	4.82
第一生命保険株式会社	1,210	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	969	3.60
明治安田生命保険相互会社	792	2.94
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	612	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口５)	399	1.48

（注）１．持株比率は自己株式（2,187,919株）を控除して計算しております。
２．持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
３．次の通り大量保有報告書が提出されておりますが、当社としては平成29年６月30日現在の株主名簿に従って記載しております。

一般財団法人上田記念財団	2,704,000株（平成29年３月１日現在）
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者２名	1,430,820株（平成29年３月15日現在）
三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者２名	1,834,900株（平成29年６月30日現在）

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石　原　一　裕	ショーボンド建設株式会社代表取締役副会長
代表取締役副社長	藤　井　宗　司	ショーボンド建設株式会社代表取締役会長
取　締　役	岸　本　達　也	経営企画部長、ショーボンド建設株式会社代表取締役社長 一般財団法人上田記念財団理事長
取　締　役	岳　尾　弘　洋	技術広報部長、ショーボンド建設株式会社専務取締役 技術本部長兼補修工学研究所長
取　締　役	鈴　木　成　章	広報管理部長兼財務部長、ショーボンド建設株式会社 常務取締役管理本部長兼経理部長
取　締　役	東　城　俊　哉	総務部長兼コンプライアンス部長、ショーボンド建設 株式会社常務取締役企画本部長兼総務人事部長
取　締　役 (監査等委員)	松　島　　亨	ショーボンド建設株式会社常勤監査役
取　締　役 (監査等委員)	渡　邊　敏　久	弁護士
取　締　役 (監査等委員)	亀　田　　浩	

（注）１．取締役渡邊敏久氏及び取締役亀田浩氏は社外取締役であります。
２．監査等委員である取締役松島亨氏は、平成28年９月26日開催の第９回定時株主総会終了後に開催された監査等委員会において、監査等委員の互選により常勤監査等委員に就任いたしました。当社では、社内事情に精通した者を配置し、内部監査部門等と緊密に連携して情報を得る等により、実効性のある監査・監督体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
３．当社は、取締役渡邊敏久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査等委員である取締役松島亨氏は、長年にわたり経理部長として財務業務に携わってきた豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額	摘　　要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （ ― ）	56百万円 （ ― ）	平成27年９月25日開催の第８回定時株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）は年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）は年額50百万円以内であります。
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	39百万円 (24百万円)	
合　　計	9名 (2名)	96百万円 (24百万円)	

(4) 社外役員等に関する事項

社外取締役（監査等委員）

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会（11回開催）		監査等委員会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員）	渡邊敏久	11回	100%	12回	100%
取締役（監査等委員）	亀田　浩	11回	100%	12回	100%

（注）渡邊敏久氏及び亀田浩氏の両社外取締役（監査等委員）は、出席した取締役会において、社外の立場から公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また出席した監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査を報告し、毎回他の取締役（監査等委員）が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　監査法人和宏事務所

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	6百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

・会計監査人の報酬額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制および運用状況

１．決議の内容の概要

当社は、平成27年９月25日の定時株主総会で承認された「監査等委員会設置会社」への機関設計の変更を織り込み、「株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の改定を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①各取締役は取締役会及び経営会議の場で、他の取締役の業務執行につき報告を受け、相互の業務執行について、法令及び定款に適合しているかを監督します。

②取締役会はコンプライアンス・ポリシー（社是、企業行動基準）を定め、必要に応じて見直しを行い、全役職員に周知徹底させます。

③コンプライアンス担当部署を置き、コンプライアンスに関する規程、マニュアルを整備、強化し、定期的に研修等を行い、コンプライアンス・ポリシー（社是、企業行動基準）の全役職員への浸透を図ります。

④不正行為、違法行為等に関して使用人が直接報告、相談できる内部通報窓口を設置します。通報窓口責任者が法令又は定款に違反する恐れがあると判断した場合には、速やかに監査等委員会に報告します。

⑤反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理統括部署は、担当役員の指揮監督の下、リスク管理規程に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用及び各部門・事業子会社への啓蒙、指導を行います。

② 各部門・事業子会社の長は、リスク管理規程に定めるリスクが発生した場合、速やかにリスク管理担当役員及びリスク管理委員会事務局に報告し、リスク管理担当役員は、報告を受けた内容を取締役会及び監査等委員会へ報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月１回程度開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催します。経営方針に関わる重要事項については、事前に社長、その他必要な取締役が充分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとします。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮の下行います。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびに当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を求め、重要案件については事前協議を行います。

ロ．当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理統括部署が、グループ全体を統括します。

ハ．当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス担当役員及びコンプライアンス担当部署がグループ全体を統括します。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室に所属する兼務の使用人を１名配置するものとし、その人事異動、組織変更等については監査等委員会の意見を尊重します。また、当該使用人が補助業務対応のための十分な時間を確保できるよう配慮します。

(7) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、役職員による法令違反又は不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告します。前記に関わらず監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

② 子会社の取締役、監査役及び使用人から監査等委員会への報告に関する手続を定め、監査等委員が必要とする情報を適時適切に提供します。

③ 当社は、監査等委員会へ報告を行った役員及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底します。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、経営会議等、重要な会議に出席して、業務執行状況を把握するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができます。また、監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、業務執行及び財務上の問題点につき協議します。

２．体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況

当社では、研修会を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令、規程等を順守することの徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する相談・通報体制については監査等委員を窓口としておりますが、社外にも弁護士を窓口とする通報体制の整備を図っており、一層の強化に努めております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組みの状況

取締役の職務の執行に係る情報については、総務部が文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理しております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の取組みの状況

損失の危機の管理に関しては、リスク管理規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）６名、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役は２名）の合計９名で構成されております。取締役会は、当事業年度中に11回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されていると考えております。

⑸ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

当社グループでは、法令の改正等の内容を適時通知するなどして、また、事業所単位で研修会を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令、規程等を順守することの徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する相談・通報体制については、監査等委員を窓口としておりますが、社外にも弁護士を窓口とする通報体制の整備を図っており、一層の強化に努めてまいります。

また、グループ間取引、子会社各社の重要案件の決定、定型外取引、重要な新規取引等については事前協議を十分に行い、グループ決裁基準に基づき、適切に決裁されております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する取組みの状況

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室に所属する兼務の使用人を１名配置しており、その人事異動、組織変更等については監査等委員会の意見を尊重しております。また、当該使用人が補助業務対応のための十分な時間を確保できるよう配慮しております。

(7) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保に関する取組みの状況

当社グループ内において法令等に違反する行為、社内の規程・手順に違反する行為および社是その他の企業行動基準に違反する行為の発生または発生の恐れを発見した場合に、監査等委員を窓口とした内部通報制度を運用しております。また、通報したことそれ自体を理由とした不利益な取り扱いの禁止を、内部通報制度運用規程で定めております。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する取組みの状況

監査等委員が、その職務の執行について生じた費用の償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理しております。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

監査等委員は、取締役会への出席を通じ、取締役から業務の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員は、監査室が行った監査に関する報告を受ける等、監査室との連携を密にし、効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。また、監査等委員は、代表取締役および会計監査人と適宜意見交換を行っております。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満は切捨てて表示しております。また比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年６月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**49,937**	**流動負債**	**13,036**
現金預金	18,073	支払手形・工事未払金等	4,462
受取手形・完成工事未収入金等	17,540	電子記録債務	2,855
有価証券	12,452	未払法人税等	1,923
未成工事支出金	122	未成工事受入金	1,720
その他のたな卸資産	672	役員賞与引当金	212
繰延税金資産	181	完成工事補償引当金	77
その他	909	工事損失引当金	17
貸倒引当金	△13	繰延税金負債	1
固定資産	**34,328**	その他	1,765
有形固定資産	**11,898**	**固定負債**	**1,985**
建物・構築物	3,049	繰延税金負債	440
機械装置・運搬具	98	土地再評価に係る繰延税金負債	323
工具器具・備品	104	完成工事補償引当金	203
土地	8,608	役員退職慰労引当金	9
建設仮勘定	37	退職給付に係る負債	944
無形固定資産	**1,048**	その他	64
のれん	918	**負債合計**	**15,022**
その他	129	純資産の部	
投資その他の資産	**21,381**	**株主資本**	**70,507**
投資有価証券	18,725	**資本金**	**5,000**
退職給付に係る資産	433	**資本剰余金**	**36,013**
繰延税金資産	153	**利益剰余金**	**33,243**
その他	2,101	**自己株式**	**△3,748**
貸倒引当金	△31	**その他の包括利益累計額**	**△1,263**
		その他有価証券評価差額金	**2,376**
		土地再評価差額金	**△3,500**
		為替換算調整勘定	**△6**
		退職給付に係る調整累計額	**△133**
		純資産合計	**69,243**
資産合計	**84,266**	**負債・純資産合計**	**84,266**

連結損益計算書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：百万円）

売上高		**53,250**
売上原価		**39,452**
売上総利益		**13,797**
販売費及び一般管理費		3,637
営業利益		**10,160**
営業外収益		385
受取利息	74	
受取配当金	166	
受取保険金	71	
受取賃貸料	45	
その他	27	
営業外費用		28
支払手数料	8	
賃貸費用	9	
その他	10	
経常利益		**10,516**
特別利益		462
投資有価証券売却益	397	
その他	64	
特別損失		638
減損損失	152	
完成工事修補費用	442	
その他	42	
税金等調整前当期純利益		**10,340**
法人税、住民税及び事業税	3,296	
法人税等調整額	45	3,342
当期純利益		**6,997**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,997**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	36,013	28,898	△3,748	66,163
当期変動額					
剰余金の配当			△2,691		△2,691
親会社株主に帰属する当期純利益			6,997		6,997
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金取崩額			38		38
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	4,345	△0	4,344
当期末残高	5,000	36,013	33,243	△3,748	70,507

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,213	△3,462	△17	△195	△2,461	63,701
当期変動額						
剰余金の配当						△2,691
親会社株主に帰属する当期純利益						6,997
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金取崩額						38
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,162	△38	11	62	1,197	1,197
当期変動額合計	1,162	△38	11	62	1,197	5,542
当期末残高	2,376	△3,500	△6	△133	△1,263	69,243

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項　全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数　17社

(2) 主要な連結子会社の名称　ショーボンド建設株式会社
ショーボンドマテリアル株式会社

なお、前連結事業年度において連結子会社であったショーボンドカップリング株式会社は、平成28年７月１日付で同じく連結子会社であったショーボンド化学株式会社に吸収合併されており、連結の範囲から除外しております。また、ショーボンド化学株式会社は同日付でショーボンドマテリアル株式会社に商号変更しております。

株式会社ミスミ特殊は、平成28年11月１日付で株式の取得により子会社となったため、連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項　持分法を適用しない関連会社の名称等
株式会社中川鉄工所
持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社（１社）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項　連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産　通常の販売目的で保有するたな卸資産

未成工事支出金　個別法による原価法

その他のたな卸資産　総平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法を採用しています。但し、平成10年４月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。また、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産　定額法を採用しております。
但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
③ 完成工事補償引当金	完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過年度の実績率に基づく補償見込額のほか、当該損失を合理的に見積もることが可能な特定個別工事については将来の補償見込額を加味して計上しております。
④ 工事損失引当金	受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事の損失見込額を計上しております。
⑤ 役員退職慰労引当金	連結子会社の一部について、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金内規」に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
② 退職給付に係る会計処理の方法	
1. 退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
2. 数理計算上の差異の費用処理方法	数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生年度から費用処理しております。
③ のれんの償却方法及び償却期間	

のれんの償却は、10年の定額法により償却を行っております。

5．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しています。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　8,332百万円

2．偶発債務

前連結会計年度において当社の子会社であるショーボンド建設株式会社およびその子会社が施工した橋梁補修工事で使用した落橋防止装置の部材に一部溶接不良があることが判明し、調査および修補に伴う費用のうち当連結会計年度に発生した費用442百万円を完成工事修補費用として特別損失に計上しております。完成工事修補費用には、将来発生が合理的に見込まれる調査費等で完成工事補償引当金に計上した費用203百万円が含まれております。

一方、製造に起因する不良が判明した場合、その調査・修補費用については製造会社に求償することとしており、製造会社からの回収の都度、特別利益に計上する予定であります。

しかしながら、今後数年間調査の過程で新たに修補費用が発生する可能性があり、また製造会社からの回収状況により、連結業績に影響が生じる可能性がありますが、その時期および金額等については現時点では合理的に見積もることが出来ないため、その影響を連結計算書類に反映しておりません。

3．土地の再評価

当社子会社のショーボンド建設株式会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日　平成12年６月30日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△2,119百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	29,102,590株	—	—	29,102,590株

2．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	2,187,787株	132株	—	2,187,919株

（注）自己株式（普通株式）の株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年9月26日定時株主総会	普通株式	1,614	60.00	平成28年6月30日	平成28年9月27日
平成29年2月10日取締役会	普通株式	1,076	40.00	平成28年12月31日	平成29年3月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年9月28日定時株主総会	普通株式	1,722	利益剰余金	64.00	平成29年6月30日	平成29年9月29日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は預金や高格付け社債等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達は短期的な運転資金及び設備資金等は全て自己資金を充当し、不足分を銀行借入による方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業等の株式及び債券等であります。いずれも市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等はほぼ全てが４か月以内の支払期日であります。法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、ほぼ全てが２か月以内に納付期限が到来するものであります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、金融商品に係るリスク管理は連結子会社であるショーボンド建設株式会社経理部が統括して行っております。各リスクについてのリスク管理体制等は次のとおりであります。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、共通の債権管理規程に従い、営業債権について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い定期的に取引先の状況をモニタリングしております。回収遅延債権及び取引先の経営状況の悪化等による回収懸念債権については定期的に報告され、個々の取引先ごとにリスクの軽減を図る体制をとっております。

②市場価格の変動リスク（株式価格や債券価格の変動リスク）の管理

株式については、購入に際して取引先との業務上のメリット、財務状況及び将来性を考慮しており、定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握するとともに、その保有の妥当性を検討しております。

その他の有価証券及び投資有価証券については一時的な余資運用と位置付けており、資金運用基準を定め、投資適格な債券等を運用対象としております。また、資金運用基準については市場環境等を勘案し、定期的に見直しを行っております。これらの債券等についても定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握するとともに、その保有の妥当性を検討しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画等を作成する方法により流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握する事が極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注2) 参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金預金	18,073	18,073	―
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	17,540	17,540	―
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	31,116	31,116	―
資産計	66,729	66,729	―
(1) 支払手形・工事未払金等	4,462	4,462	―
(2) 電子記録債務	2,855	2,855	―
(3) 未払法人税等	1,923	1,923	―
負債計	9,241	9,241	―

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預金及び (2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。その他は、譲渡性預金やコマーシャルペーパーなど、いずれも短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 支払手形・工事未払金等 (2) 電子記録債務及び (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握する事が極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	61百万円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握する事が極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　2,572円72銭

２．１株当たり当期純利益　260円00銭

貸借対照表

（平成29年６月30日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	1,537	**流動負債**	100
現金預金	1,173	繰延税金負債	1
未収還付法人税等	328	その他	99
その他	34	**負債合計**	100
固定資産	40,083	純資産の部	
投資その他の資産	40,083	**株主資本**	41,519
関係会社株式	40,083	**資本金**	5,000
		資本剰余金	35,834
		資本準備金	1,250
		その他資本剰余金	34,584
		利益剰余金	4,433
		その他利益剰余金	4,433
		繰越利益剰余金	4,433
		自己株式	△3,748
		純資産合計	41,519
資産合計	41,620	**負債・純資産合計**	41,620

損　益　計　算　書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：百万円）

営業収益		**1,908**
営業費用		**198**
営業利益		**1,710**
営業外収益		10
受取利息	6	
その他	4	
営業外費用		0
その他	0	
経常利益		**1,720**
税引前当期純利益		**1,720**
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	1	11
当期純利益		**1,708**

株主資本等変動計算書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,000	1,250	34,584	35,834	5,416	5,416	△3,748	42,502	42,502
当期変動額									
剰余金の配当					△2,691	△2,691		△2,691	△2,691
当期純利益					1,708	1,708		1,708	1,708
自己株式の取得							△0	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	—	—	△982	△982	△0	△983	△983
当期末残高	5,000	1,250	34,584	35,834	4,433	4,433	△3,748	41,519	41,519

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法

２．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

関係会社に対する短期金銭債務　　0百万円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との営業取引による取引高の総額　　1,908百万円

２．関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額　　6百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数　　普通株式　　2,187,919株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	1百万円
その他	4百万円
繰延税金資産合計	6百万円
繰延税金負債	
その他	△7百万円
繰延税金負債合計	△7百万円
繰延税金負債の純額	△1百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ショーボンド建設株式会社	10,100	土木建築工事業	100%	役員７名	経営管理、資金の貸付及び借入	経営指導料	218	未払費用	0
							配当金受取	1,455	－	－
							資金貸借取引	5,110	－	－
							利息の受取	6	－	－
子会社	ショーボンドマテリアル株式会社	230	製品製造販売業	100%	役員２名	経営管理	経営指導料	4	－	－
							配当金受取	230	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社が各子会社との間に締結した経営管理契約に基づき、取引条件を決定しております。
２．資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
３．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　1,542円63銭
２．１株当たり当期純利益　63円48銭

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年８月４日

ショーボンドホールディングス株式会社
取締役会　御中

監査法人和宏事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　大嶋　豊　㊞

業務執行社員　公認会計士　畝　照尚　㊞

業務執行社員　公認会計士　小澤公一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ショーボンドホールディングス株式会社の平成28年７月１日から平成29年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ショーボンドホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年８月４日

ショーボンドホールディングス株式会社
取締役会　御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大嶋　豊　㊞

業務執行社員　公認会計士　畝　照尚　㊞

業務執行社員　公認会計士　小澤公一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ショーボンドホールディングス株式会社の平成28年７月１日から平成29年６月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明をもとめ、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明をもとめ、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年８月７日

ショーボンドホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　松　島　　亨　　㊞

監査等委員　　渡　邊　敏　久　　㊞

監査等委員　　亀　田　　浩　　㊞

注）監査等委員渡邊敏久氏及び亀田浩氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を経営の重要事項と認識しており、連結配当性向を意識しながら業績に連動した配当を安定的に行うことを基本方針としております。

第10期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたします。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき64円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,722,538,944円となります。

（注）中間配当を含めた第10期の年間配当は、１株につき104円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年９月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（６名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	藤井 宗司（ふじい そうし） (昭和23年11月10日生)	昭和47年４月 ショーボンド建設株式会社入社 平成９年９月 同社取締役神戸支店長 平成15年１月 同社常務取締役 平成16年３月 同社常務執行役員 平成17年９月 同社取締役常務執行役員 平成19年４月 同社取締役専務執行役員 平成20年１月 当社取締役 平成20年８月 ショーボンド建設株式会社代表取締役専務執行役員 平成21年７月 同社代表取締役専務取締役 平成22年１月 同社代表取締役社長 当社代表取締役副社長 平成24年４月 当社代表取締役副社長兼経営企画部長 平成29年４月 ショーボンド建設株式会社代表取締役会長（現任） 当社代表取締役副社長（現任）	49,590株
	【取締役候補者とした理由】 当社グループ会社における極めて豊富な実務及び経営経験に基づき、当社経営陣のトップとして経営戦略等の実現を図ることにより、当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	岸本 達也（きしもと たつや） (昭和38年４月８日生)	平成13年４月 ショーボンド建設株式会社入社 平成21年４月 同社横浜支店長 平成23年４月 同社取締役執行役員近畿圏支社長 平成24年７月 同社専務取締役近畿圏支社長 平成24年９月 当社取締役 平成25年４月 ショーボンド建設株式会社専務取締役営業本部長 平成27年４月 同社取締役副社長 平成29年４月 同社代表取締役社長（現任） 当社取締役経営企画部長（現任） 平成29年５月 一般財団法人上田記念財団理事長（現任）	5,889株
	【取締役候補者とした理由】 当社グループ会社における豊富な実務及び経営経験を有し、当社経営陣においてリーダーシップを発揮して営業戦略等の実現を図ること等により、当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	岳尾 弘洋（たけお こうよう） (昭和31年10月５日生)	昭和54年４月 ショーボンド建設株式会社入社 平成19年４月 同社九州支店長 平成20年９月 同社執行役員九州支社長 平成22年１月 同社取締役執行役員九州支社長 平成23年４月 同社取締役執行役員営業本部本社技術部長 平成23年９月 当社技術広報部長 平成24年７月 ショーボンド建設株式会社取締役常務執行役員技術本部長 平成25年９月 当社取締役技術広報部長（現任） 平成26年４月 ショーボンド建設株式会社専務取締役技術本部長 平成29年４月 同社専務取締役技術本部長兼補修工学研究所長（現任）	5,864株
	【取締役候補者とした理由】 当社グループの中核事業である構造物のメンテナンスに関する深い知識及び豊富な経験、並びに建設工事についての広い知識を有し、当社の技術広報部門の責任者として当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	東城 俊哉（とうじょう しゅんや） (昭和37年２月18日生)	平成２年11月 ショーボンド建設株式会社入社 平成21年７月 同社総務人事部長 平成23年４月 同社執行役員総務人事部長 当社総務部長 平成24年７月 ショーボンド建設株式会社取締役総務人事部長 平成26年４月 同社常務取締役企画本部長兼総務人事部長（現任） 平成26年８月 当社総務部長兼コンプライアンス部長 平成27年９月 当社取締役総務部長兼コンプライアンス部長（現任）	3,560株
	【取締役候補者とした理由】 企業管理に関する豊富な知識及び経験を有し、当社の管理部門の責任者として当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
※5	山口 政之（やまぐち まさゆき） (昭和37年５月25日生)	昭和58年４月 ショーボンド建設株式会社入社 平成20年７月 同社名古屋支店長 平成23年４月 同社大阪支店長 平成25年４月 同社取締役執行役員近畿圏支社長 平成27年４月 同社取締役首都圏北陸支社長 平成29年４月 同社常務取締役首都圏北陸支社長（現任）	1,494株
	【取締役候補者とした理由】 当社グループ会社における豊富な実務及び経営経験を有し、支社の統括責任者として当社グループの経営を担っております。当社グループ全体の持続的な成長と企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．上記所有株式数には、当社役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
※1	鈴木成章（すずきしげあき） (昭和30年４月28日生)	昭和60年11月　ショーボンド建設株式会社入社 平成13年４月　同社東京支店総務部長 平成21年４月　同社管理本部経理部長 平成23年４月　同社執行役員管理本部副本部長 当社財務部長 平成23年９月　ショーボンド建設株式会社取締役執行役員管理本部副本部長 当社取締役広報管理部長兼財務部長（現任） 平成26年４月　ショーボンド建設株式会社常務取締役管理本部長兼経理部長（現任）	6,961株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 財務及び会計に関する深い知見と、当社の財務部門及び広報管理部門の責任者としての豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。		
※2	本郷亮（ほんごうあきら） (昭和34年12月20日生)	昭和63年４月　弁護士登録（現在に至る） 平成７年４月　本郷綜合法律事務所開設（現在に至る） 平成22年４月　慶應義塾大学法科大学院教授（現任）	－
	【監査等委員である取締役候補者（社外）とした理由】 弁護士としての専門知識・経験及び企業の顧問弁護士としての豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。		
※3	三浦悟（みうらさとる） (昭和31年３月27日生)	昭和56年４月　公認会計士登録（現在に至る） 平成２年６月　三浦公認会計士事務所設立（現在に至る） 平成27年２月　株式会社ノダ社外監査役（現任） 平成27年３月　株式会社東計電算監査役 平成29年３月　同社社外取締役（監査等委員）（現任）	－
	【監査等委員である取締役候補者（社外）とした理由】 公認会計士としての専門知識・経験及び企業の顧問会計士としての豊富な経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。		
※4	桑野玲子（くわのれいこ） (昭和37年11月14日生)	平成元年４月　大成建設株式会社入社 平成11年３月　東京大学大学院助手 平成13年10月　独立行政法人土木研究所主任研究員 平成18年４月　東京大学生産技術研究所准教授 平成25年７月　同上教授（現任）	－
	【監査等委員である取締役候補者（社外）とした理由】 東京大学の教授として有する土木分野における深い学識と経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものであります。		

（注）１．※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。

２．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．本郷亮氏、三浦悟氏又は桑野玲子氏と当社及び当社子会社の間に、過去及び現在のいずれも顧問契約等の重要な取引関係はありません。
４．本郷亮氏、三浦悟氏及び桑野玲子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、本総会において本郷亮氏、三浦悟氏及び桑野玲子氏の選任が承認された場合、各氏を独立役員として当該証券取引所に届け出ております。
５．本郷亮氏、三浦悟氏及び桑野玲子氏が監査等委員に就任した場合、当社は、各氏との間で、法令に定める額を限度としてで賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
６．本郷亮氏、三浦悟氏及び桑野玲子氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、各氏はそれぞれ法務、会計又は土木分野に精通し、豊富な知識と経験を有していることから、上記選任理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
７．上記所有株式数には、当社役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

≪ご参考≫

当社コーポレートガバナンスガイドラインでは、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質を次のとおり定めております。

(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

第23条　取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を順守する。

２　　弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去３年平均にて年間５００万円以上の金銭またはその他の財産上の利益を得ていないこと。

３　　独立社外取締役としてふさわしい資質は次の通りとする。

①　取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができること。

②　経営、法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識を有すること。

以　上

〈メ　モ　欄〉

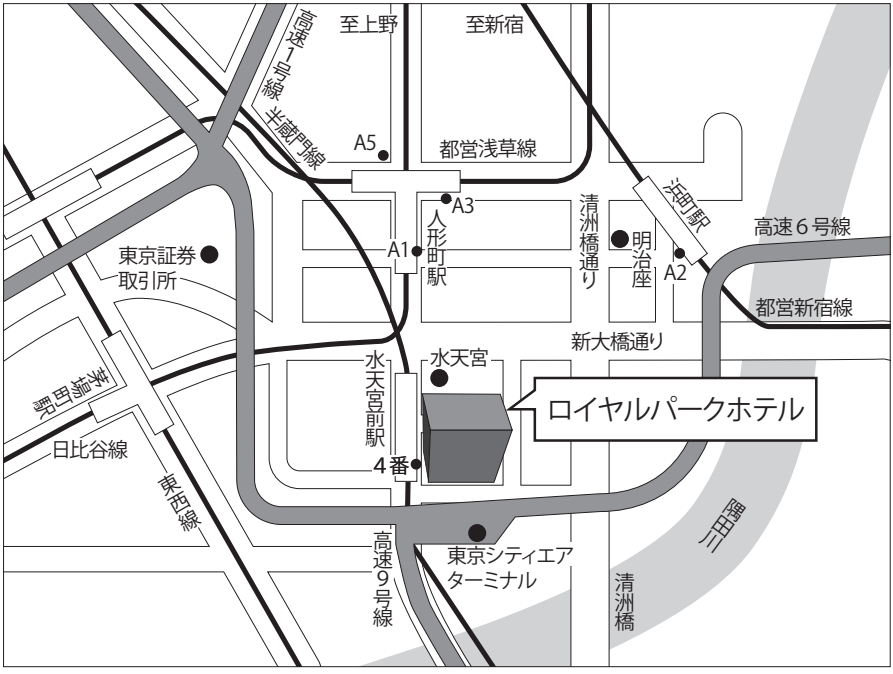
株主総会会場ご案内図

会　場　**ロイヤルパークホテル　３階「ロイヤルホール」**

東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目１番１号

電話（03）3667-1111

http://www.rph.co.jp/



◎東京メトロ半蔵門線水天宮前駅（４番出口）直結

◎東京メトロ日比谷線人形町駅（Ａ１番出口）より徒歩６分

◎都営浅草線人形町駅（Ａ３番出口）より徒歩８分

※株主総会ご出席株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。